

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 低所得者福祉

一 世帯更生資金貸付事業

世帯更生資金貸付事業は、低所得階層の防貧と自立更生を促進するため、生業資金あるいは療養資金を貸し付けるものであつて、貸し付けは都道府県社会福祉協議会が行ない、国は、都道府県が資金として都道府県社会福祉協議会に交付する三分の二を都道府県に補助するしくみである。

この事業は、民間の自主的活動として行なわれている世帯更生運動の一環をなすもので、昭和三〇年度から開始され、三二年から医療費の貸付事業が追加され実施されていたものであるが、三六年四月からは、低所得階層および身体障害者などの要望にこたえて、貸付資金の種類を増加するとともに、貸付限度の引き上げ、償還期限の延長、医療費貸付事業の世帯更生資金貸付制度への統合など、制度の大幅な改善整備を行なつている。

これらの事業の三五年度までの国と都道府県の補助額の累計額は四三億五、七〇〇万円に達しているが、この制度によつて貸し付けを受けた人員は、一〇万九、八五一人、貸付金額三九億三、四〇〇万円、このうち、医療費貸付事業による者三万二、四一二人、貸付金額八億九、八〇〇万円に達している。

資金の種類では、生業資金が人員、金額とも圧倒的に多いが、申し込みに対する貸付決定比は、三四年と比べて若干改善されたとはいえ、各資金とも八〇%内外であつてさらに資金額の増加が望まれている(第三-一表および第三-二表参照)。

第3-1表 世帯更生資金貸付申し込みおよび貸付決定状況

	申 込 状 況		貸 付 状 況		申込に対する 決定の比	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
生 業 資 金	21,527	1,170,923	15,987	781,075	74.3	66.7
支 度 資 金	1,162	15,617	1,035	13,219	89.1	84.6
技 能 修 得 資 金	133	2,857	97	1,897	72.9	66.4
生 活 資 金	2,577	73,599	2,096	58,278	81.3	79.2
計	25,399	1,262,996	19,215	854,469	75.7	67.7

厚生省社会局調

第3-2表 医療費貸付資金借入申し込みおよび貸付決定状況

第 3-2 表 医療費貸付資金借入申し込みおよび貸付決定状況
(35年度)

	申 込 状 況		貸 付 状 況		申込に対する決定の比	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	%	%
医療費貸付資金	10,742	369,148	9,086	269,176	82.6	72.9

厚生省社会局調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 低所得者福祉

二 心配ごと相談所

心配ごと相談所は、低所得階層のあらゆる生活相談に応じ、適切な助言、指導を行なうとともに、相談の内容に応じて、市町村、福祉事務所、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、婦人相談所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、家庭裁判所、その他関係機関に連絡などを行ない、生活の向上と社会的悲劇の発生を未然に防止することをねらいとする。

この相談事業は、民生委員を中心とし、その地域の専門家の協力を得て、市町村社会福祉協議会が行なっているが、国も昭和三五年度から国庫補助を行なつて、この事業を助長している。三六年三月末までに、かかる相談所が一八〇か所設置されているが、三六年度においては、さらに約一八〇か所が新設される予定であり、このため、国の補助額も約一、七〇〇万円にのぼっている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 低所得者福祉

三 公益質屋

公益質屋は、市町村あるいは社会福祉法人が民営よりも低利で生活資金や生業資金を融通するために経営しているもので、昭和三六年三月末までに、全国に八四八か所が設けられている。

これらの公益質屋の大半は、貸付利率が月三分となつていますが、三分未満のものも多少見受けられる。また生活資金の一世帯当たり貸付限度は一万円から一万四、〇〇〇円程度のものが多いが、貸付対象は、被用者、自営業者が主でそれぞれ全体の六〇%、二〇%を占めている。

三五年度における事業状況をみると、貸付口数が、二二四万口、貸付金額が三一億三、九五〇万円となつている。

したがつて、一口当たりの平均貸付額は、一、四〇〇円程度であり、金額そのものは零細であるが、口数からみて、公益質屋に対する需要は、かなり大きなものがあつて、低所得階層の生活設計に役だつており、未設置の市に対しては、今後増設していく必要があるといつてもよい(第三-三表参照)。

第3-3表 市町村別公益質屋設置状況

第 3—3 表 市町村別公益質屋設置状況
(35年 3 月)

	市			町 村	
	人口10万 以 上	人口10万 未 満5万 以上	人口5万 未 満	人口1万 以 上	人口1万 未 満
市 町 村 数 (A)	134	158	286	1,510	1,400
公益質屋設置市町村数(B)	124	123	145	201	41
(B)/(A)×100	93	78	51	13	3

厚生省社会局調

これらの貸し付けに要した資金の総額は、一八億九、〇〇〇万円となつていますが、調達方法は、市と町村とでは多少異なり、市の場合では自己資金が五〇%、地方起債が三四%、町村の場合は自己資金が三五%、地方起債が五八%となつている。

なお、公益質屋の設置については、国庫補助が行なわれているが、三六年度のこの額は、二八か所の設置分として一、四六〇万円が計上されている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 低所得者福祉

四 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、消費生活を合理的に改善するための自助的な協同組織であるが、組合員には多数の低所得階層を含み、さらに近年勤労者を中心とする一般国民の厚生福祉施策として積極的に取り上げられてきている。組合の経営は、主として組合員の出資を基礎としており、事業の内容は、(1)消費生活物資の購入、販売、生産、加工などの供給事業、(2)浴場、理容、美容、共同洗たくなど協同施設の利用事業、(3)火災、死亡などに対する共済事業などとなっている。昭和三五年三月末現在の認可組合数は、一、四〇三(連合会三二を含む。)となっているが、このうち、実際に活動しているのは一、〇五八組合(地域組合四九六、職域組合五三四、連合会二八)であり、組合員の総数は三九七万人、これに家族を含めると、一、〇一九万人に達している。三四年度における実態調査の結果によると、前記事業内容の全部を行なっている組合は数%にすぎず、供給、利用、共済の各事業のうち、いずれか一種の事業のみを行なっている組合が六五%、残りが二種以上の事業を行なう組合となっている。また、これを事業の種類別にみると、全組合の九〇%近くは、供給事業を行ない、利用、共済の両事業は、それぞれ四〇%、九%の実施率となっているが、以前と比べると、利用、共済の両事業とも多少ながら実施するものが増加しつつある。

これらの組合の年間事業総額は、供給事業が三七六億三、〇〇〇万円で、一組合当たりの平均月事業量が約四〇〇万円、このうち、食料品類が四一%、次いで衣料品類の一七%がおもな供給内容である。また利用事業では事業総額が一七億六、四〇〇万円、一組合当たり平均月事業量は三五万円で、この内訳のおもなものは、医療、質庫、理容、美容などとなっている。これに対して、共済事業は、火災、死亡などの事故による損害についての共済を内容とするが、この加入者数は、一一一万人、共済掛金額七億九、四〇〇万円、給付金額は、三億六、〇〇〇万円にのぼっている。

これらの組合の三四年度における収支は、八〇%近くが黒字で、残り二〇%強が赤字となっているが、赤字組合は概して払込済出資額の少ないものほど多く、事業活動の活発化を図るためには、資金量の増加が必要であるといえる。

しかし、出資金の増加は、低所得階層が多数含まれていることから多くを期待しえないし、また、融資を受ける金融機関も、農業協同組合に対する農林中央金庫といったような密着した機関を持ち合わせていないため、国または都道府県の融資に期待する向が多い。なお、現在、消費生活協同組合に対しては、共同洗濯所や共同浴場などの共同利用施設や生活物資の生産、加工のための施設などの設備に必要な資金を年利五分、期間七年といった条件で、国と都道府県とが折半して融通する貸付制度が二八年から実施されている。

三六年度までの累計貸付総額は国費分として一億二、二〇〇万円となっているが、逐年予算額が減額されている状況で、以上のような事情からしてもこの制度をさらに強化する必要がある。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 老人福祉

わが国の老人は、数のうえでも、国民全体に占める比率のうえでも、年ごとに増大していることは、いまさら指摘するまでもない。

この老人をめぐる、ここ数年来、さまざまな問題が提起され、論議がかわさされていて、あたかも老人ブーム時代といった感じがしないでもない。しかし、先進諸国では早くからこの問題を社会的に取り上げており、公的施策として取り上げられてからでも数十年経過しているにもかかわらず、なお社会の大問題であることを失わないところを見ると、わが国の老人に関するあわただしいほどの動きは、決してブームといった底の浅いものではなく、対策の遅れを取りもどすための真剣な努力といったほうがぴつたりする。

そこでまず昭和三五年四月厚生省が実施した高齢者調査結果の概要から、老人の実態をさぐってみよう。この高齢者調査は、六五歳以上の老人を対象として行なわれたものであるが、それによると老人がいる世帯は勤労者世帯よりは農家世帯が、また一般世帯よりは被保護世帯のほうが多い。したがって、老人の多くは消費水準の低いほうに属していることが明らかにされている(第三-四表参照)。家族の形態は、第三-五表のとおり子供夫婦との同居が最も多く、全体の三分の二を占めているが、単身または配偶者のみのものも一二%ほどおり、このうち、夫または妻と別れてわびしく余生を送っている者は、男で二一%、女で五九%ほどもいる。また、単身または配偶者のみという家族形態は、地域的には都市的性格の強いところほど多く、世帯業態では農家よりも不安定世帯に多くみられる。健康状態は年齢の高いほど弱かつたり、床につくものがふえるのは当然としても、傷病り患率はやや女子が高く、特に神経痛、リウマチにおいて開きが大きい。就業者は、男女平均で三三%ほどいるが、もちろん、男のほうが倍以上就業率が高く、八〇歳でも男の一九%は働いている。(第三-一図参照)しかし、仕事は農業関係で家長的存在が多く、常用勤労者はわずか就業者の一〇%程度である。また、就業していない者は六七%、この内訳は、働きたくても働けない者が三三%、働く必要がない者が四九%である。しかし、これら不就業者でも、五〇歳以後に仕事を持っていた者は男で七七%ほどおり、仕事をやめた理由は、老齢が六三%、傷病一二%、停年の五%の順となつている。なお、離職前の仕事が常用勤労者については、定年を理由とするものが三三%ほどおり、この平均離職年齢は五七・七歳となつている。また、老人の収入源は、公的年金の四四%というのが圧倒的に多く、こづかいは、平均一、五〇五円である。

第3-4表 高齢者数別にみた1世帯当たり平均現金支出額,世帯人員および1人当たり現金支出額

	総 数	0 人	1 人	2 人	3人以上
平均現金支出額(円)	19,177	18,875	20,361	20,701	22,818
平均世帯人員(人)	4.0	3.7	5.3	5.9	7.3
1人当たり現金支出額(円)	4,794	5,101	3,842	3,509	3,126

資料：厚生省統計調査部「高齢者調査報告(35年)」による。
(注) 現金支出額は35年3月1か月間である。

第3-5表 地域別にみた家族形態の構成

第3-5表 地域別にみた家族形態の構成

(単位：%)

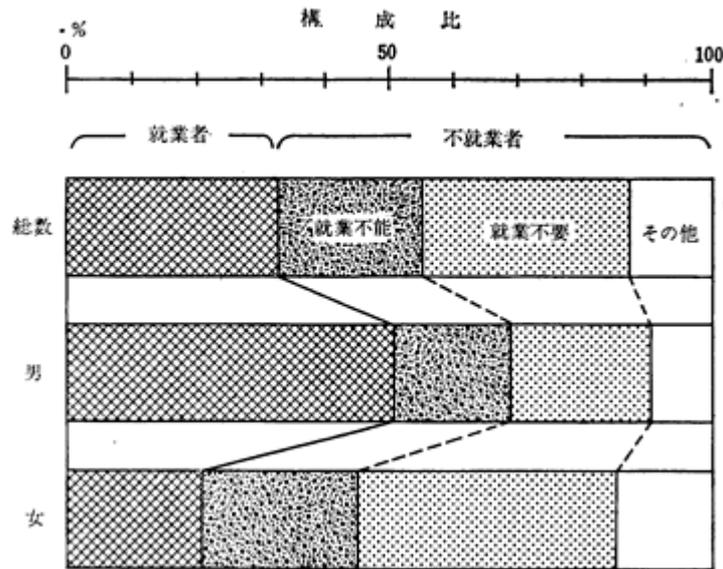
	全 国	市 部			部 部
		総 数	大 都 市	そ の 他 の 市	
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単身または配偶者のみ	12.0	14.5	18.2	13.3	8.9
子 供 夫 婦 と 同 居	65.7	60.8	51.1	63.7	71.7
そ の 他 の 子 と 同 居	15.9	18.4	24.9	16.5	12.8
嫁 と 同 居	2.9	2.3	1.7	2.5	3.7
孫 と 同 居	2.2	2.5	1.7	2.7	1.8
そ の 他 と 同 居	1.3	1.5	2.4	1.3	1.0

資料：厚生省統計調査部「高齢者調査報告(35年)」による。

第3-1図 65歳以上老人の就業状況

第3-1図 65歳以上老人の就業状況

(35年4月)



資料：厚生省統計調査部「高齢者調査」による。

以上の調査結果からうかがえる老人福祉対策としては、老人に、(1)健康な生活を送らせること、(2)所得を保障すること、(3)精神生活を安定することの三つがある。このうち(1)については、老人病の治療と老化予防に努力が向けられるべきであり、(2)については、各種年金制度の充実とともに就業問題についての対策が必要である。この就業対策は、一つは、働きうる老人に収入機会を与え生活を安定する面と、もう一つは老人の精神生活に緊張感と自立精神を持たせてこれに充実感を与えることをねらいとする面、つまり(3)と競合する面を持つものである。生活安定のため新たに収入機会を与えることを要する老人がどのくらいいるかは明らかにしえないが、たとえば、三五年一二月、厚生省の依頼によつて内閣審議室が実施した六五歳以上の六大都市在住老人の世論調査結果によると、「お宅では、あなたが働かなければ経済的に困るか」という問に対して「困る」と答えた男子の老人は現に就業中のものを含めて三九%である。これを就業中の者と不就業者と別々にみると就業中の者では約六〇%が「困る」であり、不就業者は、「困る」が一七%である。したがつて就業対策もまたおのずから二大部門に分解される。一つは、定年制とも関連する就業延長問題であり、他は高齢者の雇用または授産問題である。労働力の需給見通しともからんできわめて困難であるが解決を迫られつつある問題であるといつてよい。

就業対策以外で老人の精神生活を充実する施策としては、老人クラブ活動の奨励や軽費老人ホームの建設あるいは養老施設の拡充をあげることができる。

老人クラブは、レクリエーションや生活相談の機会を持ち合う活動であつて老人から共通の孤独感を追放するとともに相互の啓発、援助などを行ない老後生活を充実する機能を果たすものである。三六年八月現在全国に一万五一九のクラブが結成されており、今後も増加する見込みであるが、上流および貧困階級の利用率が少なく、運営方法の改善となんらかの助成が要請されている。

また、低所得階層に属する身寄りのない老人のために軽費老人ホームが三六年度から国庫補助により設置されているが、ここには家族との同居からおこるトラブルをさけるために別居している老人も少なくない。比較的利用率の高い、いわゆる有料老人ホームはすでに三三か所(収容定員一、〇三五人)ほどが建設されているが、一般の老人が一人月七、〇〇〇円程度以下で入所できる軽費老人ホームは、まだわずかに九か所(収容定員四九〇名)設置されているにすぎない。また、被保護者に対する養老施設も不足しており、老人数の動向からみてこれらを早急に増設することが必要であろう。

このほか、老人の福祉対策として、全国二五市町村で実施されている家庭奉仕員制度や二六を数える老人保養所なども今後一段と普及を促進する必要がある、また老人の福祉を積極的に推進するための総合的活動を行なういわゆる老人福祉センターの設置などサービス活動分野を発展させる努力が大いに要望されている。

以上、老人の実態の一端と福祉対策の概況をみたが、老人は今日の社会への貢献者であり、複雑な人間関係のもとで肉体的には不利な立場に立ち、しかも、老齡は、貧富を問わず、すべての人々にとつて避けることのできない宿命でもある。したがつて、老人に関する福祉対策は、現在以上の社会的問題となる前に、積極的に推進されることが望まれるのである。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第三節 精神薄弱者福祉

わが国にどのくらいの精神薄弱者がいるかは、全国的統計に欠けているため、容易に明らかになしえない。これまでの資料は、わずかに昭和二九年に行なつた精神衛生実態調査の結果により、痴愚以上の精神薄弱者が六〇万人程度いると推定されているのみである。このように全国的統計が欠けている理由は、調査にあつてなかなか世帯の協力が得られないこともその一因である。精神薄弱者を持つ肉親の情としては、あるいは当然であるかも知れない。しかし、調査を通じてみられる家族たちのこのような態度は、精神薄弱者をめぐるさまざまな問題を家族の中にとじこめる結果となり、それだけ精神薄弱者の福祉対策の出発を遅らせる結果になつたことは否定できない。

精神薄弱者の出現率は一般に二ないし三%程度とみられているので大雑ぱにいつて三〇〇万人程度いるのではないかといわれている。最近精神薄弱者の発生原因について遺伝性によるもののほか胎内性とか後天性によるものも相当あるといわれている。これらの精神薄弱者は、現在の医学ではほとんど治療が不可能であるが、しかし、精神薄弱者本人の不幸はもちろん、その家族のこうむる苦痛にはきわめて深刻なものがあるし、優生学的見地からみても、いたずらに放置することは好ましくない。しかも、一部の精神薄弱者は、治安上からみて危険な存在であり、また売春婦女子などの相当数は精神薄弱者であつて、社会秩序を守るうえでもなんらかの措置を必要とする。しかも、医学的に治療はほとんど不可能の状態にあるといつても、早期に発見、教育あるいは補導が行なわれさえすれば社会的適応性は相当程度まで持ちうるものである。

従来このような精神薄弱者のうち、一八歳未満の者についてのみ児童福祉法により児童福祉施設への収容などが行なわれてきたが、さる三五年に成人の更生援護対策として精神薄弱者福祉法の成立をみるに至つたのである。

この法律に基づく援護の実施機関は、都道府県知事または福祉事務所を設置している市町村長であるが、第一線機関は福祉事務所である。福祉事務所には、精神薄弱者福祉司が配置され、精神薄弱者に関する相談、就職について関係機関へあつせん、紹介、就職後の指導、医療機関、教育機関、援護施設などへの紹介などを担当している。

また、各都道府県には、精神薄弱者更生相談所が設置され、精神薄弱者について医学的、心理学的および職能判定などを行ない、本人またはその家族などに対し専門的技術的指導をしている。

援護措置としては、前述した精神薄弱者福祉司などによる指導のほか、精神薄弱者援護施設への収容、職親委託などがある。

このうち、精神薄弱者援護施設は、三六年一月現在公立のものが建設中を含めて一二か所、収容定員八四〇人といつた状況であり、これに社会福祉法人その他の民間施設の二一か所、収容定員九〇五人を加えても、精神薄弱者の収容可能数は、せいぜい一、八〇〇人程度であり、精神薄弱者数から考えて今後急速な整備が要請されている。

また職親制度は、精神薄弱者に理解を有する者に、一定期間委託し、生活指導および職業訓練などを行なうことによつて就職の素地を与えるとともに、職場における定着性を高めることを目的としているが、現在のところ一部の県で実施されているにすぎない。

以上精神薄弱者に対する福祉対策の概要を述べたが、実施後日浅く、この業務もようやく本格化の段階

にはいつたといつてよい。したがつて、本法による実績とその効果については、今後にゆずるほかはない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

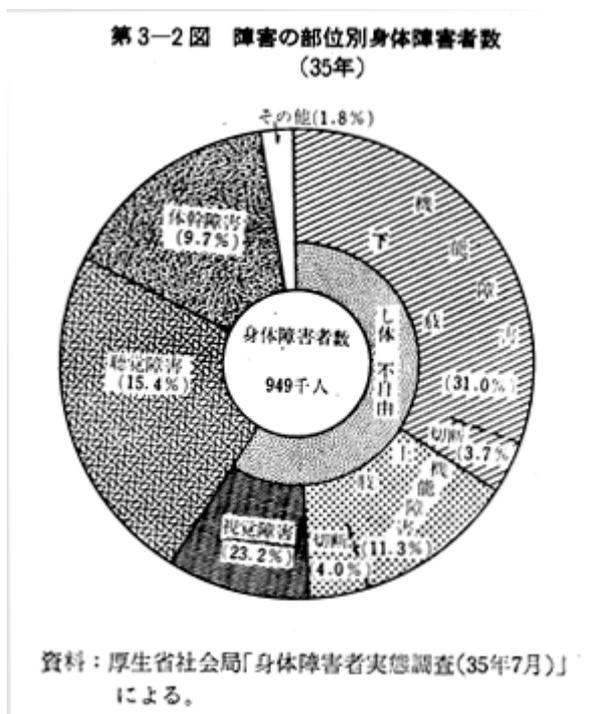
第二部 各論

第三章 社会福祉

第四節 身体障害者福祉

わが国の身体障害者は、昭和三五年七月の調査によると、九四万九、〇〇〇人、このなかには施設収容者を含んでいないが、これを含めても九五万人を多少上回る程度であろう。したがって、国民一〇〇人のうち、一人は少なくとも身体障害者ということになる。これらの身体障害者を障害の種類別にみると、し体不自由が六〇%、視覚障害が二三%、残りの一七%ほどが聴覚障害(音声、言語、平衡機能障害)である。(第三-二図参照)。障害の原因は、障害の種類によつて若干異なるものの、大半は後天的なもの、たとえば疾病とか、業務災害とか、あるいは旧軍人軍属時代の公務災害などであつて、先天的障害は、全体の一七%ほどである。つまり、身体障害は、疾病の予防や早期発見、環境の改善とかによつて、その相当数は予防可能といえる。特に、過去一〇年間以内に発生したものが、二九%もあり、なかでも交通事故によるものの割合が多くなる傾向があるということは、最近の交通事情にかんがみて早急に対策を講ずる必要がある。

第3-2図 障害の部位別身体障害者数



次にこれらの身体障害者の就業状況はといえば、一五歳以上の身体障害者の就業率は四六%となつている。三五年七月の労働力調査では、一五歳以上人口に対し就業率が七〇%であるから、これに比べると三割方低い就業率である。特に、年齢別では中高年齢層において、障害の種類では視覚障害においてその開きがはなはだしい。就業していない者は、したがって身体障害者のうち五四%にあたるが、その大半は就業不能者で、就業しなくても生活できるという者は不就業者の二〇%程度しかいない。しかも、就業しているといつても、零細な業主や家族従業が主で、収入も家族従業者を除いた勤労者についてみると、たとえば勤続一〇年で月収二万円をこえる者は、わずか一四%しかないといつた具合である。

したがって、四人世帯を例にとつてみても、身体障害者世帯の月平均支出は、一万六、八〇八円であり、これは三五年度の厚生行政基礎調査の全国平均二万一、三六三円の七八・六%にしかあたらない(第三-六表参照)。保護率が三五年七月の被保護者全国一斉調査による全国平均の四・三倍の高率を占めているのもゆえのないことではない。

第3-6表 世帯員数と支出額からみた身体障害者世帯の分布

第 3-6 表 世帯員数と支出額からみた身体障害者世帯の分布
(単位:%)

	総 数	5,000 円 未 満	5,000 円 ~ 9,999 円	10,000 円 ~ 14,999 円	15,000 円 ~ 19,999 円	20,000 円 ~ 29,999 円	30,000 円 ~ 39,999 円	40,000 円 以 上	不 詳	世帯員数
総 数	100.0	7.9	19.1	20.3	18.4	21.2	8.5	6.4	0.1	100.0
1 人	100.0	71.6	21.3	3.9	2.4	0.2	-	0.2	0.4	6.0
2 人	100.0	20.2	45.4	20.6	6.7	5.0	1.1	1.0	-	8.2
3 人	100.0	5.3	33.5	28.0	17.6	10.9	3.2	1.4	-	10.8
4 人	100.0	3.2	22.6	25.2	21.5	19.0	5.4	2.9	0.8	13.4
5 人	100.0	2.6	15.6	22.1	23.7	23.2	9.0	3.8	-	16.2
6人以上	100.0	1.2	10.7	18.5	18.0	29.2	13.0	7.4	0.1	45.4

資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査(35年7月)」による。
(注) 支出額は35年3月1か月間の世帯の現金支出額である。

以上は、身体障害者の実態の一端をうかがつたにすぎないが、現在これらの身体障害者の援護対策としては、身体障害者福祉法を中心として種々の措置が講じられている。

この身体障害者福祉法に基づく身体障害者の更生援護の第一線機関は、福祉事務所であるが、これ以外に各都道府県には、身体障害者更生相談所が設けられている。福祉事務所には、身体障害者福祉司が配置されていて後述する現業員の取り扱うケースに対して専門的立場から更生援護の技術的指導を行なうほか、身体障害者更生相談所の判定に基づいて更生医療の給付とか、補装具の支給または修理、あるいは、身体障害者更生援護施設への収容の措置、身体障害者職業訓練所、公共職業安定所などへあつせん、紹介などを行なつている。身体障害者更生相談所は、身体障害者の更生援護の技術的指導と科学的判定を行なう機関であり、このために、医師や心理職能判定員が配置されているが、三五年度中の取り扱い件数は約一〇万四、〇〇〇件にのぼつており、一か所平均件数は、二、〇二五件と前年より三〇%近くの増加となつている。

身体障害者の更生援護のうち主要なものは、前にもふれた更生医療、補装具の支給や修理であるが、これらは戦傷病者戦没者遺族等援護法においても行なわれている。このうち、更生医療は、職業能力あるいは日常生活の能力回復を目的とし、一般医療においてすでに治ゆしたと考えられる障害に対して、再手術その他更生に必要な治療を行なうことであるが、これを行なう専門的医療機関として三六年七月一日現在、全国に五〇一か所(整形外科四二四か所、眼科二三八か所、耳鼻いんこう科二三四か所、中枢神経科四九か所、脳神経外科一一か所)が指定され、三五年度で一、四八一件(一般身体障害者に関するもの一、二五九件、旧軍人、軍属に対するもの二二二件)約六、五〇〇万円が給付されている。また三五年に義手義足などの補装具を交付し、または修理を行なつた件数は、四万七、一三九件(一般身体障害者に対するもの三万五、六四三件、旧軍人、軍属に対するもの一万一、四九六件)、費用は約二億七、五〇〇万円となつているが、三五年七月の身体障害者実態調査の結果によれば、更生医療を必要とする者が約四万五、〇〇〇人、新たに補装具の交付を必要とする件数が、約二六万件と推計されるので、この面に対する施策は、なお、大幅に改善する必要がある。

以上の更生医療や補装具の支給などの援護措置は、主として障害の軽減や能力の増強が目的であるが、身体障害者を通常人と同様に経済活動に従事させるための職業的更生対策としては、(1)更生施設に収容して訓練を行なうこと。(2)収容授産施設に収容して訓練を行ない、かつ、職業を与えること。(3)公的施設内に売店設置を優先的に認めさせること。(4)たばこ小売人の指定を優先的に許可を行なうことなどがなされている。このほか、身体障害者の援護対策としては労働行政の一環として身体障害者職業訓練所が全国八か所に設置され、約一、二〇〇人ほどが半年ないし一年の訓練を受けているほか、三五年七月

には、身体障害者雇用促進法が制定されて、国、地方公共団体には、身体障害者の雇用義務が、民間事業所には、一定の身体障害者雇用率を保つべき努力義務が規定され、また、身体障害者がその能力に適合する作業環境に適合することを目的として標準的な事業所で訓練を行なう制度が設けられたことなどにより、雇用率も徐々に上昇しつつある。しかし、この場合に障害の程度の比較的軽い者が優先されるおそれがあるのは一考を要しよう。

ところで以上述べたところからも明らかなように、現在の身体障害者の援護対策はいずれかといえば、障害の程度が中度、軽度の者に集中されているきらいがある。しかし身体障害者のなかには、二重、三重の障害を有しているため、いかに援護を行なつても独立自活しえない者が多い。かりに視・聴覚、上下肢機能および体幹のすべての複合障害者の数だけをとつてもその数は約二、〇〇〇人に達する。これらの身体障害者およびその家族にとつては、生活保障を中心とした保護行政の強化がなによりも必要であるが、そのためには、コロニーや収容授産施設を設置することが緊要事であるといえよう。

なお、三六年六月現在の身体障害者の更生援護施設の種類、定員状況は、第三-七表のとおりである。

第3-7表 種類別更生援護施設

第 3-7 表 種類別更生援護施設
(36年6月末)

	国 立		地方公共 団体立		社会福祉 法人立		計	
	数	定員	数	定員	数	定員	数	定員
し体不自由者更生施設	1	150	43	1,730	-	-	44	1,880
失明者更生施設	3	720	2	70	1	30	6	820
ろうあ者更生施設	1	100	1	20	-	-	2	120
身体障害者収容授産施設	-	-	20	930	13	485	33	1,415
補装具製作施設	15	-	26	-	-	-	41	-
点字図書館	-	-	8	-	-	-	9	-
点字出版施設	-	-	2	-	-	-	2	-

厚生省社会局調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第五節 婦人保護

売春防止法が制定されてから五年、全面施行となつてから三年を経過した。しかし、この防止法制定直前、赤線地区の売春婦を含めて総数一五万近いと推定された売春婦女子は、まったく影をひそめてしまつたわけではない。

昭和三五年中に検挙した売春関係事犯は、件数で二万八〇〇、検挙人員一万七、五〇〇の多きを数えている。これは三三、四年ごろと比べると一〇%ほどの減少である。しかし、このような売春関係事犯の減少は、必ずしも売春行為の減少とは結びつかない。むしろ、売春の方法、手段がしだいに巧妙に行なわれるようになった結果検挙率が低下したとさえいわれているのである。

ところで、売春防止法は、これらの売春助長行為の処罰と、要保護女子の補導処分および保護更生を目的としているが、厚生省は、このうち売春歴のある婦女子はもちろん、性行または環境からして、売春を行なうおそれのある女子の保護更生の分野を担当している。これを直接担当するものとして、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設があげられるが、以下これらの概況についてふれてみよう。

婦人相談所は、売春婦のみならず、売春のおそれのある婦女子の保護更生相談に応じるとともに、医学的、心理学的、職能的判定を実施するものであつて、都道府県に一か所ずつ設置されている。この相談所では三五年度で約一万七、〇〇〇件の相談を受け付けているが、相談を持ち込むものは、意外に本人自身によるものが多く全体の四〇%を越えており、ついで地方検察庁、福祉事務所(婦人相談員)からの移送、警察関係などからの持ち込みの順となつている。持ち込まれた相談は、判定を行なつたうえで、適切な措置が行なわれるが、その状況は第三-八表のとおりである。

第3-8表 婦人相談所における処理人員

第 3—8 表 婦人相談所における処理人員
(35年度)

	総数	家庭送還	就職自営	結婚	福祉事務所婦人相談所へ移送	他の関係機関へ移送	婦人更生資金の貸付	婦人保護施設に収容	その他
人員	16,978	3,025	1,506	79	2,680	986	198	2,379	6,125
構成比(%)	100.0	17.8	8.9	0.5	15.8	5.8	1.2	14.0	36.0

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。
(注) 「その他」は助言、指導などである。

なお、婦人相談所には、一時収容施設が併設されていて、必要な期間要保護女子を収容し、適切な指導あるいは処理を行なつているが、三五年度では、延べ六万七、〇〇〇人が収容されている。

つぎに婦人、相談員であるが、移動する簡易婦人相談所ともいふべきもので、婦人相談所を中心に福祉事務所などの関連機関と連絡し、要保護女子の発見、相談、指導にあたつている。この婦人相談員は、都道府県では必ず設置しなければならないが、三六年七月現在、全国に四六六人が配置されている。三五年度の取り扱い件数は、約二万七、〇〇〇件であるが、活動に際して種々の壁に突きあたる場合が多

く、これについて関係諸機関の協力の強化を望む声が多い。婦人保護施設は、要保護女子を收容保護し、社会復帰に必要な生活訓練、職業補導を行なう施設であり、対象は、売春婦のほか家出人、浮浪者など、転落のおそれある婦女子すべてを含んでいる。三六年三月末現在、施設数は六六か所となっており、收容定員約二、四〇〇人に対し、三五年度中の入所実人員二、五五五人、延べにして五三万二、〇〇〇人となっている。これら入所者の在所期間は、一年未満六一%、一年から二年が二〇%、残りが三年以上となっていて、長期間滞在者が多くなる傾向をみせている。またこれらの入所者のうち、知能指数七〇以下の者が三四%を占め、なんらかの疾病をもつ者も、三〇%ほどが含まれている。施設收容率は、六〇%から七〇%を前後している状況で、これは、これら知能程度の低い者との同居を嫌って入所を拒否するものが少なくないことがそのおもな理由である。

なお、このほか要保護女子に対しては、生業につく意志と能力をもち、生業につく見込みの確実な者に対しては生業、支度、技能修得および生活各資金の貸付制度が行なわれており、三五年度に三七七件、二、五〇〇万円の貸し付けが行なわれている。また、婦人相談所の一時收容施設または婦人保護施設に收容された要保護女子で被服などに困窮している者には、一回二、〇〇〇円以内の被服などの現物給与制度も行なわれ、三五年度中に約二、三〇〇件が支給されている。

以上が婦人保護の概要であるが、さきにもふれたように売春は依然として跡をたたく、しかも最近の傾向として、売春助長が暴力団関係者や元集娼地業者などによつて計画的常習的に行なわれるようになってきたため、要保護女子の発見は容易でなく、発見しても、更生、保護については、異常性格者、精神薄弱者などが多く、効果的指導も容易でない。また、收容施設にしても、その設備面および指導面において、要保護女子の更生に支障をきたす例が少なくないなど、いずれも早急な解決が困難な問題をもっている。しかし、売春ということは、「人としての尊厳を害し、性道徳に反し社会の善良の風俗をみだすもの」であり、現に保護更生を必要とする婦女子が少なくない実情にある。婦女子の転落の防止と、要保護女子の更生については、直接事業に関係している者の努力はもとより国および地方公共団体においても積極的施策を講じていくことが必要である。と同時に特に切望されることは周囲の人々のこの事業に対する深い理解と暖い心による協力であろう。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第六節 災害救助

わが国の場合、災害があたかも年中行事のごとく訪れ、そのたびごとに家を失い、肉親と別れ、あるいは恐怖におののく住民の悲惨な姿が伝えられる。災害救助法は、かかる災害が発生した場合に、被災者に対し、(1)収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与、(2)たき出しその他による食品の給与と飲料水の供給、(3)被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与、(4)医療と助産、(5)災害にかかった者の救出、(6)住宅の応急修理、(7)生業に必要な資金、器具または資材の給与または貸与、(8)学用品の給与、(9)埋葬、(10)死体の搜索と処理、(11)災害によつて住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木などで日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去などの応急的な措置を行なつて、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としているものである。この法律は、原則的には、一または二以上の都道府県の全部または一部にわたる非常災害のため、応急的な救助を必要とする者がある場合に適用されるのであるが、例外的には、多数の者が同一の災害にかかり現に応急的な救助を必要とする場合においても適用されることになつている。

救助の機関は、救助そのものが応急措置であることから、常に住民と直結している都道府県がこれにあたることになつている。また、一方、り災者の救護活動を業務としている日本赤十字社の協力が義務づけられており、救助その他緊急措置の適切円滑な実施を推進するため、中央には中央災害救助対策協議会が、東北北海道、関東、東海北陸、近畿、中国、四国、九州の七地区には地方災害救助対策協議会が、また各都道府県には、都道府県災害救助対策協議会がそれぞれ常置され、災害発生の場合は、ただちに救助対策が講じられるような態勢が整えられている。

なお、救助に要する費用は、都道府県が支弁し、国はこれに対し都道府県の財政規模に応じて一定の割合で負担することになつている。

昭和三五年度における災害救助法の適用数は、付表一九および二〇のとおり三四年度に比べて、幸い伊勢湾台風などのような大災害がなかつただけに少なくすんだものの、それでも災害の種類別件数は火災七、豪雨による水害五、台風による風水害三、震災一、津波による水害一、その他二の計一九災害に及び、その被害は死亡・行方不明二八〇、負傷一、二九四、住家の被害も浸水まで含めると一一万七、〇〇〇戸に達しており、救助に要した費用は二億三、六一八万円にのぼつた。なお、このうち、国庫負担所要見込額は、七、六四四万円である。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第七節 社会福祉機関その他

一 福祉事務所と民生委員

(一) 福祉事務所

福祉事務所は、総合的な社会福祉行政の第一線機関であつて、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法および精神薄弱者福祉法の四つの法律を中心とした社会福祉行政に関する事務を取り扱つている。

昭和三六年四月一日現在、福祉事務所の総数は、一、〇一九か所あり、このうち、郡部を管轄区域とする都道府県の設置するものが三七六か所、市部を管轄区域とする市の設置するものが六四一か所、町村の設置するものが二か所である。

福祉事務所の人的構成は、通常査察指導員とよばれて現業員の指導監督を行なう所員と、ケースワーカーなどともよばれて、前述の福祉に関する四つの法律に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を担当する現業員、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉法に基づく精神薄弱者福祉司などが配置されている。このうち、査察指導員と現業員とは、社会福祉主事であることが必要とされ、その資格や定数が法定され、これに対して養成訓練などの努力が重ねられてきているにもかかわらず、充足状況は第三-九表にみるとおり、いぜん低率となつており、社会福祉行政におけるサービス部門の重要性からみて、そのすみやかな充足が望まれる。

第3-9表 福祉事務所職員設置状況

第3-9表 福祉事務所職員設置状況
(36年4月1日現在)

		総数	市部	郡部
		人	人	人
査察指導員	(A) 法定数	1,415	879	536
	(B) 現在員	1,285	827	458
	(C) 有資格者	1,078	685	393
	(D) 充足率 $\frac{(C)}{(B)}$	90.8%	94.1%	85.4%
	(E) 有資格率 $\frac{(C)}{(A)}$	83.9%	82.8%	85.8%
	(F) 割合 (D) × (E)	76.2%	77.9%	73.3%
現業員	(A) 法定数	8,148	4,753	3,395
	(B) 現在員	7,573	4,731	2,842
	(C) 有資格者	5,169	3,144	2,025
	(D) 充足率 $\frac{(C)}{(B)}$	92.9%	99.5%	83.7%
	(E) 有資格率 $\frac{(C)}{(A)}$	68.3%	66.5%	71.2%
	(F) 割合 (D) × (E)	63.5%	66.2%	59.6%

厚生省社会局調

厚生白書(昭和36年度版)

なお、これらの査察指導員、現業員、身体障害者福祉司などの職員に対しては、給料月額が5%が特殊勤務手当として支給されているが、三六年度から、精神薄弱者福祉司に対しても支給されることとなった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第三章 社会福祉

第七節 社会福祉機関その他

一 福祉事務所と民生委員

(二) 民生委員

民生委員は、民生委員法に基づき各市町村の区域におかれ、その区域の社会福祉を推進する重要な役割を果たしている。すなわち、区域内の住民の生活状態を把握し、生活保護階層はもちろん、生活に困窮している低所得階層について、相談を受け、または自立更生のために必要な援助、指導を行なうほか、社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助け、あるいは福祉事務所などの行政機関の業務に対し協力するなどきわめて広範囲な職務をもち、特に昭和三六年度からは、従来の世帯更生運動を地域社会の協力によつて一層効果的に推進することを目的とした「しあわせを高める運動」の不在手として重要な存在となつている。

三六年八月末における民生委員は、一二万四、九七四人でこのなかには、婦人の委員も二〇%ほど含まれているが、これらの民生委員は、民間の篤志家から都道府県知事の推せんに基づいて厚生大臣が委嘱し、任期は三年(次期改選期は三七年一二月)である。

これら民生委員の活動は、今後社会福祉行政の拡充と近代化に伴つてますます重要視されることになるが、これに対処して、民生委員の資質向上対策を強化するとともに、第一線活動に対する経費などの助成措置を充実していくことが必要であろう。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第七節 社会福祉機関その他

一 福祉事務所と民生委員

(三) 社会福祉関係者の教育

社会福祉事業は、個人の独立心をそこなうことなくこれを援助して健全な社会の成員たらしめることにあり、特に戦後の社会福祉事業の進展により、福祉関係職員の知識と技術は、高度かつ専門的なものを要請されるにいたっている。これらの近代的福祉関係職員の専門的養成は、終戦直後に日本社会事業学校、大阪社会事業専門学校の開設をもつて開始されたが、現在では四年制大学二校(東京・名古屋)、短期大学二校(大阪・仙台)が設置されて、年々三〇〇人ほどの卒業生を出し、さらに、このうち、東京、大阪、仙台の三大学には養成期間一年の研究科コースが設けられて約二〇〇人が受講している。また、このほか社会福祉主事の資格認定講習会が行なわれており、昭和三五年度では、一、二七五人が講習を完了している。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第七節 社会福祉機関その他

二 社会福祉協議会と共同募金

(一) 社会福祉協議会

最近徐々にではあるが、地域社会の福祉の増進をはかるために、地域住民が自主的かつ組織的に福祉活動を促進しようとする動きが活発となつてきているが、地域におけるこれらの諸活動の連絡、調整を図り、これを推進していく民主的組織体が社会福祉協議会である。したがつて、活動の範囲は、世帯更生運動や生活改善など低所得階層の防貧活動をはじめとして、児童、老人、身体障害者、精神薄弱者などの福祉の増進などきわめて広範囲なものとなつている。社会福祉協議会は、都道府県を単位とするものを基盤とし、下部に郡、市、町村単位のもの、また都道府県社会福祉協議会の連絡団体として中央に全国社会福祉協議会が組織されている。また、最近は町村合併による地域の拡大に伴つて、一個の社会福祉協議会のみでは、住民と直結した活動が不十分であるとして地区社会福祉協議会を設置するものもみられる。

これらの協議会の組織が本格的に推進されるにいたつたのは、昭和二六年の社会福祉事業法制定後からであり、すでに約一〇年を経過している。したがつて、郡、市、町村における組織率は、第三-一〇表に示すとおり、高い率を示してはいるが、活動自体は、一部を除いて概して不活発である。その理由は、財政的問題もあるが、なによりも、地域住民の積極的参加を欠くためであり、今後は未組織町村の指導とともに既存協議会の体質改善を図ることが急務である。

第3-10表 社会福祉協議会結成状況

第3-10表 社会福祉協議会結成状況
(35年4月末現在)

	総数	社協数	結成率
	か所	か所	%
郡	435	433	99.6
市	553	541	97.6
区	84	83	99.8
町 村	2,976	2,766	90.4

全国社会福祉協議会調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第七節 社会福祉機関その他

二 社会福祉協議会と共同募金

(二) 共同募金

昭和二二年、民間社会事業団体への国庫補助打ち切りに対する財政難を救済することを目的として開始された共同募金運動は、その後、国民多数の支持を受けて続けられてはきたものの、しだいに足ぶみ状態となつてその前途が憂慮されるにいたつた。

このため三四年度からは、共同募金倍加運動として、実施期間を一〇月から一二月までの三か月間に延長し、募金額の増加を図るとともに、PR運動を強力に展開してこの運動の推進を図つてきた。かくして、三五年度における共同募金の実績は、「歳末助け合い」を含めて、目標額一六億八、九〇〇万円に対し、達成額は一九億九〇〇万円と目標額を一三%上回る好成績を示した。その募金方法別内訳は、第三-一一表のとおりである。従来から戸別募金については、半強制的な割当寄付の形になつていているという批判もあり、一方法人募金については、開拓の努力が閑却されてきたきらいがあつたので、今後は、これら法人に対する募金を積極的に推進し、募金活動の拡充を図ることが必要であろう。

第3-11表 共同募金の募金方法別内訳

第3-11表 共同募金の募金方法別内訳 (単位：%)

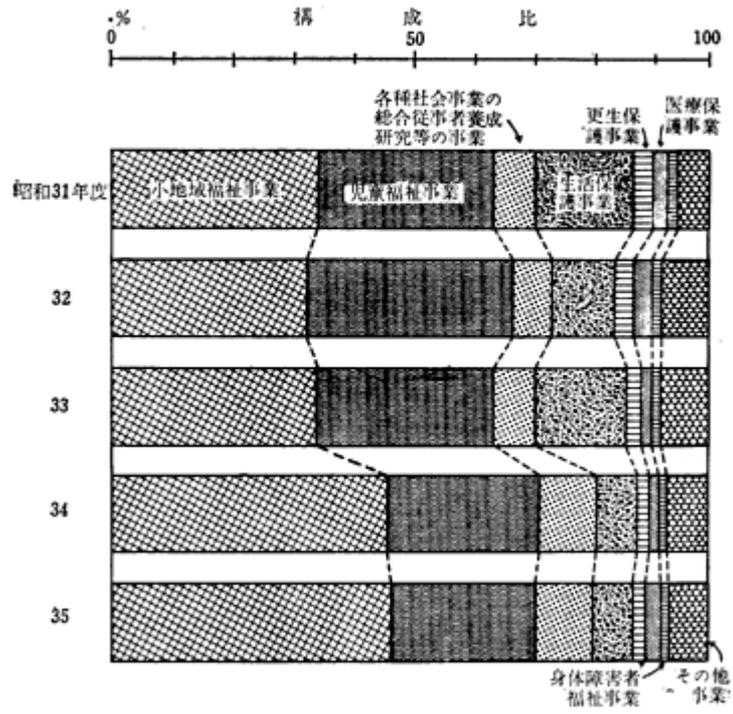
	総数	戸別	街頭	法人	学 校 職	校 域	特 殊	その他
31 年 度	100.0	79.8	6.2	4.1	3.4	5.2	1.3	
32	100.0	80.8	5.9	4.9	3.6	3.7	1.1	
33	100.0	81.0	5.0	5.7	3.7	3.4	1.2	
34	100.0	77.7	5.9	8.7	3.2	3.1	1.4	
35	100.0	75.6	5.3	9.7	3.3	4.7	1.4	

中央共同募金会調

なお、これらの募金活動によつて得られた資金の配分状況は、第三-三図のとおりであるが、配分にあつては、地域住民の福祉活動に対する意欲などが考慮されて配分が行なわれている。

第3-3図 共同募金の配分額内訳

第 3-3 図 共同募金の配分額内訳



中央共同募金会調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第七節 社会福祉機関その他

二 社会福祉協議会と共同募金

(三) 社会福祉事業振興会

戦後、社会福祉事業の急速な進展に伴つて社会福祉施設を充実する必要性はきわめて高いものがあつたが、民間の社会福祉事業に対する助成は、制限を受けて、建物、設備の充実に必要な資金の入手に、はなはだしく困難を感じているのが実情であつた。このため、昭和二八年、社会福祉事業振興会法を制定、これに基づき設置された社会福祉事業振興会を通じ、民間社会福祉施設の修理、改造、拡張や整備に要する資金または施設経営に必要な資金の貸し付けを行なわせることとなつたものである。この振興会の資本金は全額政府が出資しているが、三六年度までの出資累計額は七億円である。貸し付けは、利率年五分一厘、償還期限は原則として一〇年の約定で行なわれており、三五年度には、第三-一二表のとおり一二八件、二億八、五二七万円が貸し付けられた。この用途は、施設の拡張が過半数を占めているが、申し込みを行なつても、資金量の不足から借り受けられないものが件数で約三〇%ほどあり、資金量の増額が要請されている。

第3-12表 社会福祉事業振興会による業種別資金貸付状況(35年度)

第3-12表 社会福祉事業振興会による業種別資金貸付状況
(35年度)

	件数	件数の構成比	金額	金額の構成比
	件数	%	千円	%
総数	128	100.0	285,270	100.0
保護施設	30	23.4	91,600	32.1
児童福祉施設	72	56.3	121,520	42.6
身体障害者更生援護施設	3	2.3	2,150	0.8
精神薄弱者援護施設	1	0.8	4,500	1.6
更生保護	3	2.3	8,000	2.8
公益質屋	2	1.6	2,000	0.7
社会福祉事業法による施設および事業	13	10.2	37,700	13.2
その他	4	3.1	17,800	6.2

厚生省社会局調

なお、振興会は、以上の民間社会福祉施設に対する貸付業務以外に、三六年一〇月から実施された社会福祉施設職員退職手当共済法に関する業務を合わせ行なうこととなつた。

この共済制度は、民間社会福祉施設職員の退職金を、せめて国または地方公共団体の経営する社会福祉施設職員並みに改善することをねらいとしたもので、対象となる職員は約四万人、これに要する給付費の一部は、国庫および都道府県が、事務費については全額国が補助を行なうことになつている。

厚生白書(昭和36年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第三章 社会福祉

第八節 引き揚げ者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

戦後一六年余、いたましい戦争の傷あとは人々の心からうすれつつあるが、国家補償的な面から、未帰還者、戦傷病者あるいは遺族に関する問題を中心としていまなお処理が続けられており、将来も相当期間にわたり続けられていくことになる。以下最近におけるこれらの動向と、日本人墓地訪問の状況についてその概要をのべよう。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第八節 引き揚げ者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

一 引き揚げの状況

海外からの軍人、軍属や、在外邦人の引き揚げは、昭和三六年九月までに約六二八万八、〇〇〇人に達しているが、ここ数年はその数も年間数百人程度にすぎず(第三一三表参照)、しかも全国各地の港に來航する便船を利用する個別引き揚げの形となつている。このため引き揚げ者の上陸地における応急援護業務は、現在では全国の検疫所において取り扱う態勢がとられている。

第3-13表 引き揚げ人員

		ソビエト	中共	南朝鮮	南方	計
35年	1~3月	-	10	1	3	14
	4~6月	-	13	13	71	97
	7~9月	-	14	5	1	20
	10~12月	2	13	6	-	21
36年	1~3月	1	19	6	1	27
	4~6月	-	10	5	5	20
	7~9月	-	7	3	-	10
	10月	-	1	-	-	1
計		3	87	39	81	210

厚生省援護局調

上陸地においては、帰還手当その他の援護金品、応急的医療の給付を行なうとともに帰郷地までの輸送を行なつており、定着後においては、住宅の確保、応急家財の支給、就職あつ旋、更生資金の貸し付けなどの援護措置がとられている。

また、三二年から引き揚げ者や外地で死亡した者の遺族には、「引揚者給付金等支給法」により最高二万八、〇〇〇円の引揚者給付金や遺族給付金(いずれも国庫債券)が支給されることになつており、支給予定者約三四〇万人のうち、三六年一〇月までに約三一三万人の認定を終了した。

この引揚者国債は償還期限一〇年となつているが、これを担保として生業資金の貸し付けが行なわれており(三六年八月現在の貸し付け金額は、六二億五、六〇〇万円)、また、被保護者、生活困窮者、台風などのり災者に対しては買い上げ償還も行なつている(三六年一〇月現在の買上償還額は三五億二、〇〇〇万円)。なお、「引揚者給付金等支給法」により引揚者給付金と遺族給付金を受ける権利の消滅時効期間は、三五年五月に改正されて四年となつていたが、提出資料の関係から、時効完成の日までになお請求がまにあわない事態が予想されたため、三六年五月に法の一部改正が行なわれ、時効の期間は、四年から五年に延長された。また、この改正の際、給付金の支払対象を若干拡大し、終戦前の引き揚げ者などに対しても、戦後の引き揚げ者と同様の事情にある者に対しては、給付を行なうことができることとなつた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第三章 社会福祉

第八節 引き揚げ者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

二 未帰還者の問題

昭和三六年一〇月一日現在、氏名の明らかな未帰還者数は、ソビエト二、六七六人、中共一万四、六四六人、北朝鮮九八四人、南方地域一、七四八人、合計二万五四人である。このうち、帰還者からの情報、現地からの来信、在外公館による調査などから推定した生存者の数は、約六、八〇〇人であり、その内訳は、ソビエトへ樺太を含むが約七〇〇人、中共約六、〇〇〇人、北朝鮮約一五〇人であり、このうちの五〇〇人前後が帰国を希望しているものとみられる。なお、これら約六、八〇〇人のうち、二、五〇〇人程度は、二八年以後の生存資料のないものであり、これらの人々の生存は必ずしも期待できない。

これら未帰還者の留守家族に対しては、「未帰還者留守家族等援護法」によつて留守家族手当など(三六年九月現在約五、一四三件)が支給されているが、一方生存の期待のもてない未帰還者については、その解決を図るため三四年四月から、「未帰還者に関する特別措置法」により留守家族の同意を得て厚生大臣が戦時死亡宣告(失踪宣告)を請求することができるようになり、三六年九月末までに、この措置に基づく申立件数は、八、一九三件、うち戦時死亡宣告確定件数は、五、〇五六件に達している。なお、これら戦時死亡宣告を受けた未帰還者の遺族に対しては、弔慰料のほか遺族年金や公務扶助料などが支給されている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第八節 引き揚げ者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

三 戦傷病者・戦没者遺族の援護

旧軍人、軍属、準軍属およびその遺族に対する援護措置としては、昭和二七年四月「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が制定され、(1)公務上負傷し、または疾病にかかり不具廃疾となつた者に対する障害年金または障害一時金の支給、更生医療の給付、補装具の支給および国立保養所への収容、(2)公務上の傷病により死亡した者の遺族に対する遺族年金、遺族給与金および弔慰金の支給などが行なわれているが、二八年八月の恩給法の改正によるいわゆる軍人恩給の復活後は、旧軍人およびその遺族の大半は恩給法によつて傷病恩給または扶助料の支給を受けることとなり、援護法は主として軍属、準軍属に対する制度となつている。

これらの制度は、制定後数次にわたり改正されており、三六年一〇月においても援護法の一部改正が行なわれ準軍属および遺族の範囲を若干緩和するとともに恩給法による傷病恩給の増額に伴つて障害年金などを増額するなどの措置が講じられたが、なお、法に規定する諸制限の緩和、法の対象に含まれていない者に対する対策を要請されている。戦傷病者、戦没者遺族などの援護に要する三六年度の国の予算額は、遺族等援護費として八三億八、三〇〇万円、弔慰金として発行された遺族国庫債券の元利金支払い経費として一二九億九、八〇〇万円、軍人恩給費として一、〇五三億四四〇万円が計上され、さらに台風などのり災者に対する遺族国債の買上償還が三六年九月末で約一億円となつている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第八節 引き揚げ者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

四 在日朝鮮人の帰還

個人の自由意志を尊重する人道的原則にのっとり在日朝鮮人の北朝鮮帰還に関する協定が、日本赤十字社と北朝鮮赤十字社との間で結ばれ実施にうつされてからすでに二年余を経過した。この間、帰還協定は帰還希望者が多数のため協定期限内に完了できないという北朝鮮側の申し入れによつて、昭和三五年一〇月、三六年七月の二回にわたつてそれぞれ一年間の延長が行なわれ、現在では本協定の有効期限は三七年一一月一二日までとなつている。

帰還協定に基づく申請から乗船までの一連の業務は、すべて政治的中立を保持する日本赤十字社で運営されており、国は帰還者の居住地から乗船地新潟までの鉄道運賃、待船期間中の宿泊、応急医療などの業務を分担している。

この協定によつて三四年一二月、第一次帰還船が新潟港を出航して以来、三六年一一月一〇日同港出航の第八〇次船までに一万九、六九四世帯、七万四、二六四人が帰還した(第三一四表参照)。三六年一月末、インフルエンザの流行を理由として約三か月間北朝鮮からの配船がストップするという事態が生じたこともあつたが、現在では、週一回の割で順調に帰還業務が進行しつつある。

第3-14表 在日朝鮮人の帰還状況

第3-14表 在日朝鮮人の帰還状況		
	世帯数	人員
第1次～第10次	2,423	9,993
11 ～ 20	2,650	10,476
21 ～ 30	2,734	10,792
31 ～ 40	2,772	10,341
41 ～ 50	2,462	9,723
51 ～ 60	2,622	9,334
61 ～ 70	2,464	8,579
71 ～ 80	1,567	5,026
計	19,694	74,264

厚生省援護局調

(注) 帰還次数は、1～3次までが34年、4～51次までが35年、52次以降が36年である。

なお、最近の一船当たり帰還者数は、申請者の減少などの事情から従前の一、一〇〇人前後から五〇〇人前後と急減しており、今後の動きが注目される。また、帰還にあつては自由意思尊重のたてまえから出航直前まで帰還意思を変更することも自由とされているが、帰還開始以来三六年一〇月までに意思変更を行なつた者は乗船前で約七、五〇〇人、乗船時で五八人となつている。

厚生白書(昭和36年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第三章 社会福祉

第八節 引き揚げ者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

五 ソビエトの日本人墓地墓参

遠く国外に果てた肉親の墓地に参つて、ありし日のおもかけをしのび、めい福を祈りたいという気持は、遺族にとつて切実な願いであろう。

政府はかねてこの点に配慮し、駐ソ大使を通じてソ連政府に対し、シベリヤ大陸および千島、色丹島、ハボマイ諸島にある日本人墓地の遺族による墓参について申し入れを行なつていたが、昭和三十六年四月、ソ連政府からハバロフスクおよびチタの日本人墓地の墓参については、異議がない旨の通知を受けたので、同年八月、前記両墓地の墓参および現地における追悼行事を遺族代表三〇名および政府代表四名を派遣して実施した。この墓参は、わずか数日間の旅程で行なわれたが、遺族にとつてはもとより、国民のすべてが心の暖まるおもいがしたところであつた。

なお、ソビエトには、このほかにも多数の日本人墓地があり、今後他の地区についても墓参が行なわれることを期待する声強い。
